

令和4年度東京都児童相談体制等検討会 第2回（区部）

＜議事要旨＞

1 会議概要

(1) 開催日時

令和5年2月24日（金）午後1時30分から午後2時37分まで

(2) 開催方法

オンライン会議

2 議事内容

(1) 今年度の検討結果と来年度の取組事項について

事務局より資料1「検討結果と来年度の取組事項について」に基づき説明

(2) 多摩地域の児童相談所管轄区域について

事務局より資料2-1「多摩地域の児童相談所管轄区域について（素案）」、資料2-2「多摩地域の児童相談所管轄区域に関する追加意見」、資料3「多摩地域における都立児童相談所適地調査委託について」に基づき説明

【主な意見交換等】

- ・ 多摩地域のことはあっても、23区それぞれにも関係する内容もあるので、引き続き、区長会とも協議しながら進めていただけるか。

（都回答）引き続き多摩地域の管轄についても、特別区の皆様に情報提供するとともに、関係するものについては意見を伺いながら進めていく。区部に関係するものとしては、現在、杉並児童相談所の管轄が区部にもまたがる管轄となっているが、素案においては武蔵野市と三鷹市を切り離して、多摩中部児童相談所（仮称）の新設を考えていくものとなっている。都としては、杉並区において区立児相設置計画があるということも承知しており、今回の再編案も杉並区には影響がないようにしている。

(3) 東京都における児童相談体制の強化について

事務局より資料4「東京都における児童相談体制の強化について」、資料5「令和5年度子供家庭支援センターの体制強化について」、資料6「とうきょう子育て応援パートナー事業」、資料7「令和5年度ヤングケアラー支援事業について」、資料8-1「令和5年度子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施体制の強化について」、資料8-2「子育て短期支援整備等事業（乳幼児（2歳未満児）の受皿整備促進）」に基づき説明

(4) 特別区児童相談所運営状況の共有について

- ①世田谷区、江戸川区、荒川区、板橋区より、各区の児童相談所運営状況について資料2「特別区児童相談所運営状況について」を用いて説明

【世田谷区】

- ・改正児童福祉法の施行を控えて、意見表明等の支援事業をはじめとする児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討を世田谷区の児童福祉審議会でも部会を中心に検討を進めている。令和6年4月の法施行に向けて、子どもの権利擁護体制の整備を目指している。
- ・今年度、児童相談所の第三者評価を受けた。今年度中に評価結果が出る予定だが、改善点等をいただいた場合、今後の児童相談所運営に生かしていきたい。
- ・里親の養育包括支援機関であるフォスタリング機関の事業者をプロポーザル選定し、区内の児童養護施設に決定した。来年度からは、フォスタリング機関が地域の里親家庭等の支援を一貫して担う拠点として、児童相談所と役割分担して、連携して里親養育の支援を充実させていく。

【江戸川区】

- ・開設3年目を迎えて、今年度は児童相談所の安定的運営ということを目指して進めてきた。
- ・令和2年度、3年度ともに、大まかに言って、相談受付件数は4,000件ぐらいでそのうち虐待相談が2,000件程度となっており、令和4年度も同程度の水準で推移と認識。
- ・最近の状況では、中学2年生ぐらいから高校1年生ぐらいの女子の身柄通告が多い。
- ・令和3年度、児童相談所の第三者評価を行っており、江戸川区のホームページに上げているので、ご覧になりたい方は見ていただきたい。また、一時保護所の第三者評価についても、今、進めており、今後ホームページで公表の予定。
- ・令和4年度からはヤングケアラー支援のための支援コーディネーターを配置している。また、ケアリーバーの支援のため、自立支援コーディネーターを配置して、高校等の卒業を迎える児童に対して、各施設等へ行って支援をしている。
- ・これまでも新たな取組をおこなってきたが、令和2年度に設置したDV支援員が、徐々に効果を上げてきていると認識。近年、面前DVケースが多いので、児童福祉司と一緒にその家庭に支援・関与することが浸透し、DV被害者や子供への支援で非常に効果がある。

【荒川区】

- ・通告件数は年間約1,200件程度で、うち半分が虐待の通告となっている。令和2年度から3年度にかけては、若干、通告件数は減っているが、誤差の範囲と認識。
- ・一時保護の人数は右肩上がりが増えており、中高生女兒の案件が増えている。本日現在も定員に対して入所率100%を超えている状況。
- ・荒川区としては、こうした事態解消の一助となるよう、区有地に児童養護施設を誘致し、この4月に開設する予定。東京都全体で連携して、児童の福祉のために取り組んでいきたい。

【板橋区】

- ・板橋区の子ども家庭総合支援センターは、児童相談所と子ども家庭支援センターの二つの機能を一つの建物で一体的に運営することにより、より迅速に対応すること、身近な相談機関として地域の関係機関とより緊密な連携の下、切れ目のない支援を行っていくことを目指している。
- ・昨年7月に当児童相談所を開設後、8か月近く経過したが、板橋区で受けた相談通告に対しては、一時保護の決定から実施まで、迅速に初期対応ができています。
- ・相談件数については、資料にある児童相談所機能の受付相談件数1,203件のほか、子ども家庭支援センターの機能で、700件ほどご相談を受け付けているので、二つの機能を合わせて

1,900件ほど、半年間で子ども家庭総合支援センターとして相談を受け付けた。

- ・一時保護の人数は、ちょうど半年間で100人程度となっており、そのうち身柄付通告が約4割。行先がなかったり、保護者の引取拒否などにより、一時保護期間が長くなっているケースが複数ある現状。
- ・一時保護所は、学齢男、学齢女、幼児が6人ずつという小規模ユニット制で運営しており、少人数の生活単位のため、比較的に子供も落ち着いて過ごしていると認識。
- ・人材面は、福祉職も心理職も人数的には国の配置基準を満たしているが、スーパーバイザー的な役割を担う職員が少ない中で、相談援助活動を実施している状況。
- ・開設半年余りということで、まだまだ落ち着かない状況だが、引き続き皆様のご支援、ご協力をお願いしたい。

②豊島区より、本年2月1日に開設した児童相談所について説明（※資料は当日画面共有のみ）

【豊島区】

- ・豊島区児童相談所は、子ども家庭支援センターと別組織で開所。児童相談所長をはじめ、児童相談課長を配置しており、各グループに分かれている。
- ・一時保護所の定員は12名、幼児が4名、男女学齢それぞれ4名ずつ、計12名。
- ・児童福祉司は、現在、18名配置。
- ・豊島区児童相談所の建物は、長崎健康相談所という保健所機能を持った施設と合築となっており、1階と地下1階が健康相談所、2階、3階が児童相談所、2階が一時保護所となっている。
- ・一時保護所は、家庭的な雰囲気大切にしており、できるだけ家庭に近い環境で、学習、食事を行うことになっている。
- ・学習室は1部屋だが、高校や中学校を受験する子供たちは、各個室で学習できる環境を整えている。
- ・居室は全て個室になっており、自由時間に子供たちが自由にテレビを見られる環境となっている。
- ・豊島区児童相談所の特徴は、健康を守る長崎健康相談所と、家族を支える子ども家庭支援センター、子供を守る児童相談所、この3機関が連携することによって、オールとしまによる児童相談所の体制を整えていくということがキーワードとなっている。
- ・家庭養護の推進には、東京都で培ってきたフォスタリング機関、二葉乳児院をそのまま継続して、私どものフォスタリング機関となっていただいている。
- ・開所後3週間だが、虐待受理件数は既に70件を上回っているという状況で非常に大変な状況だが、皆様の支援をいただきながら運営していきたい。

【主な意見交換等】

- ・江戸川区から面前DVケースへの支援に関する説明があったが、詳細を教えてください。（江戸川区回答）週3日児童相談所に来て、面前DVケースについては緊急受理会議の段階から入って面接や訪問に同席している。DV支援に関する専門知識があり、児童相談所としては大変助かっており、円滑に機能している。

(5) 来年度の検討事項及びスケジュール

事務局より資料9「来年度の検討事項及びスケジュールについて」に基づき説明

(6) その他

- ・都が令和5年度に創設する処遇困難児入所促進加算について要望する。一時保護所に処遇困難で滞留している子供を施設の方につなげていく取組と思われるが、この加算は特別区児童相談所一時保護所の子供に適用が難しいと内容と報告を受けている。特別区児童相談所を設置する中で、処遇困難な児童に対しては、都と区がともに連携協力する必要がある。都と区は限られた都内の児童養護施設等を融通効かせながら運営している。来年度は難しいとも聞いているが、処遇困難児は区にもいるので今後、区も本加算を十分に利用できるようにし、都区が協力できるような制度設計をお願いする。

(都回答) ご意見を踏まえて一緒に検討させていただく。